

## 一般社団法人電子スピンスイェンス学会年会予稿集規定

### (目的)

- 第1条 一般社団法人電子スピンスイェンス学会は、著作物「年会予稿集」の出版を行い、その著作権を適切に管理する。
- 第2条 「年会予稿集」に掲載された著作物の利用について必要な事項はこの規程の定めによる。
- 第3条 年会実行委員会は、担当する年会の「年会予稿集」の編集を行い、当学会は、「年会予稿集」を出版する。
- 第4条 年会予稿集に掲載された著作物の著作権は当学会に帰属する。

### (利用)

- 第5条 「年会予稿集」に含まれる自己の発表内容を、他の出版物や機関リポジトリ等への転載することを希望する場合は、共著者の合意の上で、「登録申請書」により、学術担当理事まで届け出を行う。
- 第6条 第 5 条以外の目的のために、年会予稿集に掲載された著作物の全部または一部を他の出版物に転載し、翻訳し、あるいはその他の利用しようとする場合は、理事会の承認を得、その記事が年会予稿集に掲載されたものであることを明記しなければならない。
- 第7条 他学会などと共催で年会を実施した場合、その予稿集に掲載された著作物の著作権の取り扱いについては理事会で決定する。
- 第8条 第 5 条から第 7 条に当てはまらない場合においては、理事会がその取り扱いを決定する。

### (改廃)

- 第9条 本規程の改廃は、理事会の議決により行う。

### 附則

- 1 本規程は2023年8月19日から実施する。

2023年 8月19日制定